

議案第87号

三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月9日

三朝町長 吉田秀光

三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和28年三朝町条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(防疫作業従事職員の特殊勤務手当) 第3条 防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号） <u>第6条第2項、第3項、第7項及び第9項に定める感染症並びに町長がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。</u> (2) 略 2 略	(防疫作業従事職員の特殊勤務手当) 第3条 防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号） <u>第6条第2項に定める1類感染症及び同条第3項に定める2類感染症並びに町長がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。</u> (2) 略 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。